

札幌市税条例の一部を改正する条例案

令和2年（2020年）9月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第37条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

- (2) 第37条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「によつて」を「により」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

- (3) 第59条の2の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第59条の2の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第61条において同じ。）は、現所有者であることを知つ

た日の翌日から3月を経過した日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- (4) 第61条第1項中「第37条第8項及び第9項」を「第37条第9項及び第10項」に、「にあつては」を「には」に、「によつて所有者」を「により所有者」に、「又は」を「若しくは」に、「によつて申告すべき」を「により、又は現所有者が第59条の2の3の規定により申告すべき」に、「においては」を「には」に改める。
- (5) 第108条の2第6項中「第37条第7項」を「第37条第8項」に改める。
- (6) 第127条第2項中「第8項及び第9項」を「第9項及び第10項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第59条の2の2の次に1条を加える改正規定及び第61条第1項の改正規定（「又は」を「若しくは」に、「によつて申告すべき」を「により、又は現所有者が第59条の2の3の規定により申告すべき」に改める部分に限る。）並びに附則第5項の規定は、令和2年12月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の札幌市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第37条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税に

ついて適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第37条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例第59条の2の3の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(理由)

地方税法の一部改正に伴い、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度を拡大するとともに、固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を現所有者に申告させる制度を創設する等のため、本案を提出する。